

スルホキサフロルに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>「発がん性試験において、雄ラットで肝細胞腺腫及び精巣間細胞腺腫、雌雄マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められ、さらに、機序検討試験の結果、肝腫瘍はフェノバルビタール誘導型の核内受容体介在性の機序により誘発されたものであることが示唆された。精巣間細胞腺腫の発生機序については確定できる十分な証拠は得られなかったが、ドーパミンアゴニスト様作用による可能性が示唆された。」のように、よくわからないが、がんが発生しやすくなることが確認にもかかわらず、「腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると判断された。」と結論付け、机上の計算で基準値をだし、殆どの品目で基準がゆるくなっている。国民の健康リスクを更に高めようとしているとしか考えられない。残留は一切禁止すべき。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>発がん性等の毒性に関しては、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されており、ヒトと動物の種差や、個体差も考慮した上で、許容一日摂取量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されていると承知しています。これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210630144">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210630144</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

ピラフルフェンエチルに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>基準値算定の結果として、たまたま、殆どの食品で 0.01ppm が基準値となっているので実害はなさそうだが、「発がん性試験において、マウスに肝細胞腺腫の軽度な増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能」という判断になっており、計算結果がどうであれ、発がん性が認められるものは一律禁止にすべき。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>発がん性等の毒性に関しては、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されており、ヒトと動物の種差や、個体差も考慮した上で、許容一日摂取量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されていると承知しています。これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210209016">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210209016</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

ピランテル及びモランテルに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>モランテルについて、「ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験では、1 群当たりの動物数が発がん性を評価するには不十分であった」にも関わらず、やはり、「各種毒性試験において発がん性を懸念する知見が得られていないこと、類縁物質であるモランテルは発がん性を有しないと判断されること及びEMAにおいて発がん性試験は必要ないとされていることから、ピランテルが動物用医薬品として適切に使用された場合において、特に懸念は生じないと判断」というように、なんだかんだ言って残留を認めようとしています。発がん性が否定できないものは、一切残留禁止にすべきです。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>発がん性等の毒性に関しては、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されており、ヒトと動物の種差や、個体差も考慮した上で、許容一日摂取量 (ADI) が設定されていると承知しています。これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20090310006">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20090310006</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての畜産物からの動物用医薬品等の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

ベンチアバリカルブイソプロピルに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>「ラットにおいては雄で肝細胞腺腫、雌で子宮腺腫、マウスにおいては雌雄で肝細胞腺腫、雄で甲状腺ろ胞細胞腺腫、肝芽細胞腫及び肝細胞癌の発生頻度増加がそれぞれ認められたが、各腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能」としているが、発がん性が否定できないものは、一切残留禁止とすべき。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>発がん性等の毒性に関しては、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されており、ヒトと動物の種差や、個体差も考慮した上で、許容一日摂取量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されていると承知しています。これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210322033">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210322033</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

ポリオキシンD 亜鉛塩に関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が基本であり、この様な形で例外的であっても残留を認めることがあってはならないはず。</p>	<p>【回答1】</p> <p>食品衛生法第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）では「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」とされています。ただし、当該物質に成分規格が定められている場合等はこの限りではないとされています。今回、提案されている基準値が成分規格に該当します。個別の食品に対して基準値が設定されなかった物質につきましては、成分規格外となり、当該食品に含有してはならないとの扱いになります。</p> <p>なお、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されており、ヒトと動物の種差や、個体差も考慮した上で、許容一日摂取量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されていると承知しています。これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200728100">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200728100</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

ポリオキシン複合体に関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が基本であり、この様な形で例外的であっても残留を認めることがあってはならないはず。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>食品衛生法第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）では「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」とされています。ただし、当該物質の成分規格が定められている場合等はこの限りではないとされています。今回、提案されている基準値が成分規格に該当します。個別の食品に対して基準値が設定されなかった物質につきましては、成分規格外となり、当該食品に含有してはならないとの扱いになります。</p> <p>なお、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されており、ヒトと動物の種差や、個体差も考慮した上で、許容一日摂取量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されていると承知しています。これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200728100">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200728100</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80% の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見1】</b></p> <p>承認農薬成分数約600種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHOでは、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>
2	<p><b>【意見2】</b></p> <p>残留農薬基準を引き上げるということは、昨年発表された「みどりの食料システム戦略」で掲げている有機農業の推進と逆行することであり、賛成できない。</p>	<p><b>【回答2】</b></p> <p>今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、みどりの食料システム戦略については意見募集の対象外です。</p> <p>なお、厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂取量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>